

會學濟經學大國帝都京

叢論經濟

號五第

卷六十三第

行發日一月五年八和昭

論叢

國有鐵道の民營化 法學博士 神戸 正雄
 生産力の自己運動 文學博士 高田 保馬
 ヘーゲル史觀の實踐的構造 經濟學博士 石川 興二

時論

昭和八年度豫算より観たる財政計畫 法學博士 小川 郷太郎

研究

獨占産業組織の社會的影響 經濟學士 大塚 一朗
 平均利潤率再論 經濟學士 柴田 敬

說苑

中心都市における工業集積 經濟學士 菊田 太郎
 英米兩國所得稅の特徴 經濟學士 佐伯 玄洞

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

昭和八年度豫算より觀たる財政計畫

小川 郷 太 郎

一、昭和八年度豫算の概觀と研究の範圍

昭和八年度豫算は一般會計の歳入歳出が二十三億九百餘萬圓に上り、之に特別會計を併せての豫算純計は、歳入に於て五十億圓、歳出に於て約四十九億圓に達し、未だレコードにない歴大豫算となつた。處が昭和八年度豫算は歳出入額の絶對數字が膨脹したのを以て特色とする許りでなく、收支の均衡が破れ、一般會計に於ける歳入缺陷は約九億六千萬圓に上り、歳入補填公債は約九億五千萬圓に達した。之に特別會計の發行する公債並に借入金約一億三千萬圓を加ふると、昭和八年度に發行する公債並に借入金は十億八千萬圓を突破するのである、此中交附公債の二千餘萬圓と借入金五千萬圓とを除き、残り十億千萬圓は大體に日本銀行の引受となる豫定である。それに搗て、加へて大藏證券米穀證券の發行は無慮五六億圓に上り、而かも日本銀行の引受となるのである。此公債借入金短期證券の發行額の多きことは、又昭和八年度豫算の特色とすべきである。而して此巨額の公債や短期證券が日本銀行の引受となるので、日本銀行券が一應それだけ多く増

- 1) 政府の歳入補填公債は六億八千三百萬圓である。假に之を狭義の赤字公債といひ、之に對して茲に述ぶる歳入補填公債を廣義の赤字と名ずけて置く。
- 2) 大藏省預金部に運用餘力ある限り其引受となるべきも、然らざる場合には日本銀行の引受とならう。

發せられることとなる。さうなると過度の通貨膨脹を來たし、延て爲替相場を低落せしむる虞がある。

昭和八年度豫算は此くして我國財政の基礎を危くするものがあり、其實行に依て生ずる經濟的影響は心を寒うするものがあると謂はねばならぬ。そこで財政の建て直しや、通貨の統制乃至爲替の統制が必要となつて來る。世に増稅論の起つて來たのは偶然でなく、日銀のマーケット、オペレーション、又は爲替管理が八釜しく論議せられてゐるは當然のことと謂はねばならぬ。

私は此論文に於て昭和八年度豫算が財政の基礎を危くするに至つた所以、其建て直しをなさねばならぬ所以を明に見たいと思ふ。豫算の經濟的影響に至つては之を他の機會に讓る。財政の建て直しは勢ひ之を九年度以降に期せねばならぬ、然らば昭和九年度以降の財政收支の關係は如何になるかを知らねばならぬ。そこで財政計畫の問題となつて來る。財政計畫の問題は一般會計に於て最も肝要である。殊に巨額の赤字が出て來てゐるのは一般會計であり、増稅論の當て筈まるのは一般會計である。私は此論文に於ては一般會計の範圍に於て之を討究することとする。

二、豫算と財政計畫——概計表

財政計畫とはいふ迄もなく、將來永きに亘りて収入と支出とが出合ふ様に作られる計畫である、而して豫算は其財政計畫の一部の現はれで、其當該年度に於て爲さるゝ收支の關係を明にせるものに外ならぬ。随つて當局者は財政計畫を立て、置いて豫算を編成せねばならぬ。否少くとも豫算を編成すると同時に將來の財政計畫を明にせねばならぬ。我國に於ては從來豫算を編成すると

同時に財政計畫を立てゝゐた。否財政計畫を基準として經費の査定をして居つた。其財政計畫は所謂概計表の名を以て知られてゐる。例へば昭和八年度豫算が編成せられるとすると、それと並行して昭和八年度以降十箇年歳入歳出概計表が作られ、豫算が豫算總會に於て審議せられるに際して世間に發表せられるのが例となつて居つたのである。

處で昭和七年度以來、此概計表は作られなくなつた、否少くとも何處に於ても、發表せられなくなつた。そこで昭和八年度豫算は之を知り得ても、昭和九年度以降に於て財政の收支が如何になるかを知らず、昭和八年度豫算に依りて昭和九年度以降の收支關係を豫想して見たいと思ふ。では、増稅論にしても、財政整理論にしても其目標が無い。そこで私は政府が概計表を發表せないのである。先づ概計表の作り方を明にする。昭和九年度以後には歳入に自然増収があると同様に歳出に新規増加があらうが、それは全く見ないで、昭和八年度豫算に於ける歳出入を基幹とし、後年に於て法律上豫算上増減の定まつてゐるもののみを増減して收入と支出とを見合はせるのである。

此の如き概計表の作り方より出發すると、經常費經常收入は達觀的にいへば、昭和八年度豫算が基準となつて、將來少くとも十箇年を貫いて收支せらるゝものと見てよい。新規經常費で一箇年分を計上せざるものにはありては、後年に於ては之を一箇年分として計算すること等を俟たぬ。臨時費と臨時收入に至つては昭和八年度を基準とするとはいへ、そこに相當の増減あるを免れぬ。臨時費に於ては繼續費に關する限り、既定の年度割に依つて後年度の費額を定むべく、一年限り

のものは之を後年度の經費より除くべきである。臨時収入に於ては、十年間の公債計畫が立つて居ればそれも計上せられること論を俟たぬが、今日に於ては赤字公債である以上、十年間の公債計畫の立てやうがない。公共團體工事費納付金及公共團體工事分擔金は土木事業の繼續費との對立となるべく、官有物の拂下や雜収入は大體昭和九年度を基準とすることになる。

三、昭和八年度歳出入と昭和六年度歳出入との比較

私は昭和八年度以降の財政計畫を検討するに當り、先づ昭和八年度歳出入を昭和六年度歳出入に比較して見やう。其理由は外でも無い。第一に、昭和六年度に於ては概計表が發表せられ、且つ今日に於て其の決算も公になつて居るからであり、第二に、同年度が最近に於て歳出の最も少かつた年度であり、同時に世界の不景氣の影響を受けて歳入の非常に減じてゐた年度であるからであり、第三に、同年度が最近に於て大體に收支の均衡の取れた最後の年度であるからである。

昭和六年度の當初豫算に於ては、收支の辻褄が合つて居つた。只追加豫算に於て失業救済の爲めに二千二百萬圓の道路公債を發行することになり、年度が進行し、最後の三箇月になつて七千七百萬圓の滿洲事件公債及借入金を起し、更に年度末に際し、震災善後公債其他の公債即ち廣義の赤字公債二千百萬圓を發行し、減債基金繰入四千四百萬圓を減額し、以て歳入缺陷を補填したのであつた。然るに其決算に於ては、歳入が歳出に超過し、其額五千四百萬圓に及んだ。是が故に昭和六年度に於ては、滿洲事件費を除き、減債基金繰入一部中止を認むるときは、大體に收支の均衡が取れた年といふことが出来る。

以上の理由に依り昭和八年度豫算を昭和六年度豫算及決算に比較するに、左の如くである。

區分	昭和八年度豫算額	昭和六年度豫算額	昭和六年度決算額	比較増減	
				六年度豫算額に比し	六年度決算額に比し
歳入	1,291,100,039	1,396,970,044	1,349,921,844	△	15,848,200
經常部	1,018,308,938	99,883,659	26,707,278	△	23,858,077
臨時部	55,907,079	70,304,498	56,789,335	△	803,387,000
普通歳入	919,084,336	131,000,000	130,773,407	△	897,000,336
公債金	300,000,000	7,599,121	39,008,436	△	868,811,819
借入金	133,300,000	0	33,300,000	△	100,000,000
前年度剩餘金繰入	233,000,000	0	39,008,436	△	194,000,000
合計	2,309,444,977	1,496,853,733	1,551,021,043	△	758,423,934
歳出	1,364,976,899	1,183,799,269	1,121,844,175	△	243,152,724
經常部	949,438,078	334,105,570	335,051,067	△	579,387,011
臨時部	2,309,444,977	1,497,904,799	1,476,875,243	△	832,559,735
合計	0	1,751,033,268	554,106,800		
歳入過△不足					

右の表に依つて之を見ると、次の事實が明かとなるのである。

(1) 昭和八年度豫算は昭和六年度豫算に比し、經常費に於て一億八千百萬圓、臨時費に於て六億二千百萬圓、計八億千百萬圓を増してゐること

(2) 之に反して經常收入に於て一億五百萬圓、臨時收入中の普通收入に於て千四百萬圓、計約一億

二千萬圓を減じ、公債借入金に於て約九億三千萬圓を増してゐること

(3) 經常費と經常收入とを比較すると、昭和六年度に於て收入過二億千三百餘萬圓であつたものが、昭和八年度には急轉して、收入不足七千三百萬圓となつた、茲に計二億八千六百萬圓の狂ひが生じて來たこと

此等の事實を更に約言すると、昭和六年度に於ては經常收入を以て經常費を支辨して尙餘りあり、更に二億千餘萬圓の臨時費を支辨してゐた。即ち財政の基礎は鞏固であつたが、其後經常收入が減するに反して經常費臨時費共に激増し、昭和八年度に於ては經常收入を以て經常費を支辨するに足らず、七千三百萬圓の巨額の經常費を公債に依つて支辨することゝなつた。財政の基礎が危くなつたと謂はねばならぬ。

此財政の屋臺骨が動いて來たことは、當に昭和八年度の豫算に於てのみで無く、昭和八年以後の財政計畫に現はれて來るのである。

四、昭和六年度以降歳出入概計表を基準として

以上論ずる所に依り、昭和八年度以降の概計表には十箇年を通じて、少くとも三億圓内外の經常的歳入不足が表はれて來ることが明となる譯である、尙之を證明する爲めに、政府の發表としては最後のものである所の昭和六年度以降十箇年歳入歳出豫算概計表を引合に出して見る。

昭和六年度以降歳入歳出豫算概計表

區分	昭和六年度		昭和七年度		昭和八年度		昭和九年度		昭和十年度	
	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出
經常部	一、三九四、二九五、七四九	一、三六六、四一九、七九〇	一、三六七、一五六、一三七	一、三七五、二八四、二七	一、三八一、七〇〇、四〇〇	一、三八五、二七三、三四四	一、三八五、二七三、三四四	一、三八五、二七三、三四四	一、三八五、二七三、三四四	一、三八五、二七三、三四四
臨時部	一、四八八、七三三、一四一	一、四三二、一七〇、二八三	一、四三二、一八七、七五二	一、四三二、一八七、七五二	一、四三二、一八七、七五二	一、四三二、一八七、七五二	一、四三二、一八七、七五二	一、四三二、一八七、七五二	一、四三二、一八七、七五二	一、四三二、一八七、七五二
普通歳入計	六四、四七六、三九三	六五、二七〇、四九三	四五、四〇四、八二七	四五、四〇四、八二七	四五、四〇四、八二七	四五、四〇四、八二七	四五、四〇四、八二七	四五、四〇四、八二七	四五、四〇四、八二七	四五、四〇四、八二七
經常部	一、二九七、七七、二六	一、二七五、六三四、六八二	一、二七五、六三四、六八二	一、二七五、六三四、六八二	一、二七五、六三四、六八二	一、二七五、六三四、六八二	一、二七五、六三四、六八二	一、二七五、六三四、六八二	一、二七五、六三四、六八二	一、二七五、六三四、六八二
臨時部	二六八、七五一、三四六	三五四、一四五、九五五	二四七、二四六、七八六	二四七、二四六、七八六	二四七、二四六、七八六	二四七、二四六、七八六	二四七、二四六、七八六	二四七、二四六、七八六	二四七、二四六、七八六	二四七、二四六、七八六
普通歳入計	一、四八八、五八、四七二	一、四三二、七〇、六三七	一、四三二、七〇、六三七	一、四三二、七〇、六三七	一、四三二、七〇、六三七	一、四三二、七〇、六三七	一、四三二、七〇、六三七	一、四三二、七〇、六三七	一、四三二、七〇、六三七	一、四三二、七〇、六三七
歳入歳出差引過	一〇、四四三、六六九	一、九九九、六五	一、九九九、六五	一、九九九、六五	一、九九九、六五	一、九九九、六五	一、九九九、六五	一、九九九、六五	一、九九九、六五	一、九九九、六五
經常部	一、三八一、二六六、六七六	一、三八五、七七六、九二四	一、三八五、二三八、二二七	一、三八五、二三八、二二七	一、三八五、二三八、二二七	一、三八五、二三八、二二七	一、三八五、二三八、二二七	一、三八五、二三八、二二七	一、三八五、二三八、二二七	一、三八五、二三八、二二七
臨時部	一、四三三、一九四、一九七	一、四三二、一八七、七五二	一、四三二、一八七、七五二	一、四三二、一八七、七五二	一、四三二、一八七、七五二	一、四三二、一八七、七五二	一、四三二、一八七、七五二	一、四三二、一八七、七五二	一、四三二、一八七、七五二	一、四三二、一八七、七五二
普通歳入計	五二、〇〇七、五二二	四五、四〇四、八二七	四五、四〇四、八二七	四五、四〇四、八二七	四五、四〇四、八二七	四五、四〇四、八二七	四五、四〇四、八二七	四五、四〇四、八二七	四五、四〇四、八二七	四五、四〇四、八二七
經常部	一、一七九、二九二、三三三	一、一八二、八九九、七二二	一、一七三、三六四、六四四	一、一七三、三六四、六四四	一、一七三、三六四、六四四	一、一七三、三六四、六四四	一、一七三、三六四、六四四	一、一七三、三六四、六四四	一、一七三、三六四、六四四	一、一七三、三六四、六四四
臨時部	三五二、四二五、一四四	二四七、二四六、七八六	三五七、二五二、七六六	三五七、二五二、七六六	三五七、二五二、七六六	三五七、二五二、七六六	三五七、二五二、七六六	三五七、二五二、七六六	三五七、二五二、七六六	三五七、二五二、七六六
普通歳入計	一、四三〇、七一七、四七七	一、四三〇、一四六、四九七	一、四三〇、一四六、四九七	一、四三〇、一四六、四九七	一、四三〇、一四六、四九七	一、四三〇、一四六、四九七	一、四三〇、一四六、四九七	一、四三〇、一四六、四九七	一、四三〇、一四六、四九七	一、四三〇、一四六、四九七
歳入歳出差引過	一、五七七、八一	一、〇三三、二五四	一、〇三三、二五四	一、〇三三、二五四	一、〇三三、二五四	一、〇三三、二五四	一、〇三三、二五四	一、〇三三、二五四	一、〇三三、二五四	一、〇三三、二五四

昭和八年度豫算より觀たる財政計畫

第三十六卷

八〇九

第五號

六九

備考

右表に示せる六年度の歳出歳入の數字が第一表に示せるそれと一致せざるは、追加豫算を含むと否とに依る相違である。右の概計表は第五十九議會の豫算總會に於て公表したものに係る。其後同議會に於て第一號及第二號追加豫算が提出せられ、失業救済道路改良費二千七百萬圓、其他、災害土木費補助、救護法施行費、農村振興費等に對し、失業救済道路公債二千二百萬圓、地方分擔金五百五十萬圓、競馬法改正に伴ふ收入増百萬圓、抵當證券法實施に伴ふ印紙收入の増百萬圓、關稅定率法改正に伴ふ關稅收入増五十萬圓を加ふることになり、更に六十一議會犬養内閣の下に於て、追加豫算が提出せられ滿洲事件費七百五十萬圓、同額の借入金、恩給増百四十萬圓を加ふることとなつた。故に概計表には前表の數字に、經常收入として二百五十萬圓、普通收入五六百萬圓を加ふる要がある。

此概計表に依て之を觀るも、經常歳入と經常歳出とは、初の年度の數字に似たり寄つたりのものが後の九箇年を貫いてゐる。昭和八年度以降の概計表を作るとすると、之と同じ様に、經常收入と經常費とは大體に於て昭和八年度のそれを以て貫かしめねばならぬ。昭和六年度以降概計表に於ては各年度に於て經常收入の經常費に超過すること二億圓内外で收支の均衡を得てゐるのであるが、昭和八年度以降の財政計畫に於ては、經常收入の經常費に足らざること七千萬圓であるとする、根本に於て二億七八千萬圓の歳入不足が現はれて來る筈である。

五、財政計畫上に於ける經常歳出入の對照

昭和八年度以降の財政計畫を検討するに當りては、昭和八年度に於て經常收入が減じ、經常費が激増した原因を詮索して見ねばならぬ。

一、**經常收入の減じたのは、租税に於て八千五百萬圓を、印紙收入に於て四百萬圓を、官業收入に於て四千三百萬圓を減じ、日銀納付金に於て二千七百萬圓を増してゐるのである。租税官業收入**

の減は財界の反映で如何ともすることが出来ぬ。現に六年度の決算に於ても、經常収入は十三億千四百萬圓となつてゐる。昭和八年度豫算に於ける經常収入はそれよりも二千餘萬圓程少くなつてゐるに過ぎぬ。それを一應將來十箇年の經常収入と見るは、財政計畫を立つるに於て當然のことといはねばならぬ。

二、經常費の激増したのは、昭和八年度經常費を同六年度經常費に比することに依て明となる。今其増加の主なるもの(百萬圓以上)を擧げると、左の如くである。

事 項	昭 和 八 年 度 豫 算		昭 和 六 年 度 豫 算		昭 和 六 年 度 決 算		比 較 増	
	六年度豫算に比し	六年度決算に比し	六年度豫算に比し	六年度決算に比し	六年度豫算に比し	六年度決算に比し	六年度豫算に比し	六年度決算に比し
警察費連帶支辨金	三、四七〇、七五五	二〇、五五五、六三六	二〇、五五五、六三六	一、九四五、二一六	一、九四五、二一六	一、九四五、二一六	一、九四五、二一六	一、九四五、二一六
内務省經常補助費	六、八四二、一一三	三、七四六、三三〇	三、七四六、三三〇	三、〇九五、八八三	三、〇九五、八八三	三、〇九五、八八三	三、〇九五、八八三	三、〇九五、八八三
大藏省諸拂戻及補填金	一、八、三〇〇、〇三三	一、一、〇〇〇、九二二	一、一、〇〇〇、九二二	七、一五九、一一〇	七、一五九、八七五	七、一五九、八七五	七、一五九、八七五	七、一五九、八七五
國債整理基金繰入	三、七〇、五五五、六二五	二、五九、四三三、三三〇	二、五九、四三三、三三〇	二、一、〇九二、三九九	二、一、〇九二、三九九	二、一、〇九二、三九九	二、一、〇九二、三九九	二、一、〇九二、三九九
大藏省預金部特別會計	四、四、四六、〇〇〇	〇	〇	四、二四六、〇〇〇	四、二四六、〇〇〇	四、二四六、〇〇〇	四、二四六、〇〇〇	四、二四六、〇〇〇
交附金	一七、七九八、五九三	一三九、九五四、四九九	一三九、九五四、四九九	三七、八四四、〇九七	三七、八四四、〇九七	三七、八四四、〇九七	三七、八四四、〇九七	三七、八四四、〇九七
海軍々々事費	一六〇、一七〇、九四三	一四八、八三、九八六	一四八、八三、九八六	一一、三五六、九五七	一一、三五六、九五七	六、二三三、〇三九	六、二三三、〇三九	六、二三三、〇三九
年金及恩給				一五三、九五七、九〇四	一五三、九五七、九〇四	二九、七四九、六七六	二九、七四九、六七六	二九、七四九、六七六
計				一七六、七三九、五五八	一七六、七三九、五五八	二九、七四九、六七六	二九、七四九、六七六	二九、七四九、六七六

右表に依つて之を観ると、經常費の激増を來したる主因は國債整理基金繰入増、諸拂戻補填金増、海軍軍事費増、年金恩給増に存するのである。而して諸拂戻及補填金の増は貨幣交換差金八

百餘萬圓（昭和六年度の一、〇六〇、七八八圓に對し八年度は九、二八九、五六五圓を計上す）の増を主なるものとす（諸拂戻は百萬圓程減）、國債整理基金の増は國債利子の増と貨幣交換差金の増の爲めであり（國債償還額は二千五百八十萬圓の減）、海軍軍事費の増加は、新艦船維持費、航空關係經費、爲替相場變動に基く經費の増を主なるものとす。是が故に經常費増加の主因は、國債利子の増加、爲替差金、新艦船及航空隊維持費増加の三に存すると見て差支ない。そこで經常費の將來を豫想する爲めに經常費の激増の三原因を檢討して見る。

六、經常費激増の原因と概計表に於ける經常費の増

一、國債利子の増加に就て之を見るに、國債の利子は、昭和八年度に於て、二六五、一九五、四七一圓に計上せられて居り、七年度に比し、四六、二三四、一九四圓を増し、六年度に比し七一、八六〇、八二九圓を増してゐる。驚くべき激増といはねばならぬ。昭和六年の當時に於ては、時の内閣が公債の總額をして六十億圓を越えしめざるの政策を固執してゐたが、其後の内閣に至り、公債政策一變し、昭和七年一月より三月の間に七七、二九五、五一九圓、昭和七年度に於て七五五、九六〇、七三五圓、昭和八年度に於て更に九五七、二九一、一〇六圓（借入金、交附公債を含む）、計一、七九〇、五四七、三六〇圓の公債が増發せられることとなつた。尙發行價格差減補填の爲めに發行せられたる公債は、七年度末迄に既に三千萬圓を算し、昭和八年度に於ても相當巨額に上るべきが故に、昭和七年初より二年三箇月の間に一般會計に於ける公債増發は十八億五千萬圓に達するであらう、之に特別會計發行の公債を加ふると、昭和八年度末には國債總額八十億圓を突破すべ

く、昭和六年末の六十億に比すれば、正しく二十億圓を増すことになる。國債額の激増眞に驚異に値するのである。國債十八億五千萬圓の増加に對しては、國債の利子は年五分とすれば九千二百萬圓、年四分半としても八千二百萬圓に上るべきである。昭和八年度の豫算に利子増約七千二百萬圓を計上せるは、新規公債の利子に就ては大體半箇年分を計上せるが爲めである。随つて此國債の利子は昭和九年以後に於て更に千萬圓乃至二千萬圓を増加すると見ねばならぬ。是が故に概計表は此點より考察しても昭和九年度以降經常費を少くとも八千萬圓増さねばならぬ。

二、爲替差損金は經常費としては、主として大藏省諸拂戻及補填金、外國債の元利拂、海軍軍事費の外國購入費の中に現はれてゐること、既に述べた通りであるが、殆ど各省の豫算の中に於て義務費等の外貨支拂を要するものや、人件費物件費に關聯して現はれてゐる。人件費と物件費の一部分とは臨時費の中に入れてゐるが、其額は千餘萬圓に上る。然し爲替差損金は經常費を主とするから、此際便宜上臨時費をも包括して爲替差損全部を考察することとする。今一般會計に於ける外國拂金額を調ぶるに左の如くである。

區分	基本豫算額	爲替相場變動に基く増加額
外國債元利拂義務費等の外貨支拂を要する費途	七六、九三六、四九五	六〇、八八八、四四二
人件費(外國在勤俸の類)	八、四三二、〇五四	九、二八九、五九五
物件費(外國品購入の類)	九、九四八、二五二	四、七四五、九三三
東洋拓殖會社補給金	三六、九五四、八二〇	三、七三二、六七五
計	三三、七二六、三三三	一、五〇〇,〇〇〇
		九〇,〇七五,九四〇

上表の外、横濱市利子補給も爲替下落に因る外國拂の増加が、主なる原因をなして居り、特別會計に於ては基本豫算額三、五三六、一一九圓に對し爲替差損額二、二六三、四六七圓を計上してゐるが、

舊韓國政府が日本興業銀行より借入れたる第二起業資金の資金たる英貨興業債券の元利拂に要する爲替差損補給六、一二七、七五〇圓をも之に加算せねばならぬ。政府は興業銀行に對する補給を現金を以てせず、交付公債を以てするが故に、豫算には其交付公債の利子のみを計上す。然し爲替下落の財政に及ぼす影響を明にせんとせば總て是等を包括して見ねばならぬ。此の如く考察すれば爲替差損金は九千八百四十六萬七千餘圓に上る。

處で爲替差損金は義務費等の支拂に於ては對米爲替二十三弗として計算して居る。人件費物件費等に至つては爲替の下落に逆比例してヨリ多くの海外支拂を要するに拘らず、其増加を要する額の全部を支給せず、其一部分（物件費にありては六割、人件費にありては八割）を支給して其範圍に於て賄はしめてゐるのである。人件費は補充費となつてゐるから、尙増加せられることになるであらうし、物件費も購入品額を減ずることを得るものは格別、然らざるものにおいて豫算實行に際し其増加を要求せられることになるべく爲替差金は更に増加する可能性がある。

要するに爲替下落の爲めに經費の増加せるもの、昭和八年度に於ては約一億圓に上る。財政上の打撃は容易ならずといはねばならぬ。財政當局者は爲替差損金の整理方に付ては基本たる經費の經常費たると臨時費たるとに依り經常費の増と臨時費の増とに區別して居り、何れにしても一年限りの費用として、概計表に於て後年の歳出に表はさざる意思なるかも知れない、然し爲替が舊平價に還るが如きは何人も想像せざる所であつて、苟くも國家が外債の元利拂を初め、海外支

拂を要するとせば、爲替差金は之を概計表の上に現はさねばならぬ。財政當局者の豫算編成方法に依り、爲替差金の經常費に屬するものゝみを取つて見ても、其額は八千萬圓を下らぬ。是等の經費は概計表に於て後年度に亘り經常費増として示さねばならぬ。

三、海軍々事費の増加は大體三千八百萬圓であるが、其第一は新艦船維持費（乗組員費、燃料費、修理費）であつて、千五百萬圓の増である、昭和三年度に竣工した艦船の残りの分と、昭和四年度五年度六年度に竣工せる艦船の全部とに對する維持費である、財政難の爲に歴代の内閣は此新艦船維持費を認むるに躊躇し、延ばしに延ばしたものであるが、今回は一舉にして、年來の宿題を解決した。然し之と同時に概計表に於てはそれだけ經常費の増となつて來ねばならぬ。其第二は航空隊維持費であつて千七百四十餘萬圓の増である、航空隊は倫敦條約後十四隊を新設し昭和十三年に完成することになつてゐたのを、六十三議會に於て其一部を繰上げた。八年度豫算には、臨時費に於て更に四百七十萬圓を追加したのであるが、經常費としては、(イ)航空隊編成替及維持に要する經費約七百七十萬圓、(ロ)航空兵器維持費の増（從來一隊百二十萬圓なりしを百八十萬圓とす）七百九十萬圓、(ハ)既定計畫に基く航空隊維持費豫定年度割の増百八十萬圓が増加せられたのである。但し航空隊維持費は兵備改善費の中にも計算せられてゐる。性質上經常費であるから茲に之を論ずる。要之、航空隊の維持も新艦船の維持と同じく、後年に亘りて永く經常費を形くるものなること論ずる迄もない。概計表に經常費増として現はれるのは當然のことゝいはねばならぬ。

以上論ずる所に依て之を觀ると、國債利子の増と爲替差損金と新艦船及航空隊維持費の増とで約二億圓の經常費の増となる。之を前に掲げた概計表の經常費に加へ、經常收入を十三億圓内外として、前に掲げた概計表より七八千萬圓を除き、經常費と經常收入とを對照せしむるとせば此關係のみに於て昭和八年度以降概計表に於て、三億圓に近き歳入不足が出て來る勘定となるのである。

七、繼續的臨時費

進んで臨時費の研究に移る。昭和八年度の臨時費に於ては、從來實際に於て年々繰返されてゐるものと、昭和八年度豫算の大膨脹を來たした臨時費とを區別せねばならぬ、私は茲に前者を繼續的臨時費といひ後者を非常臨時費と名づけて置く。

今非常臨時費を形くるものを昭和八年度豫算に於て求むると左の三つがある。

滿洲事件費	一八六、三三〇、五七二圓
兵備改善に關する經費	二三九、九八〇、二一一
時局匡救費	二一三、七八〇、五九三
計	六四〇、〇九一、三七六

兵備改善費の中には海軍工廠資金臨時補足費を併せ計算した、此資金に依り作戰資材を購買せんとするからである。

此六億四千九萬圓の數字は大體に昭和八年度臨時費が、六年度よりも急増したる數字に當る。而して此數字を昭和八年度臨時費總額九億四千四百萬圓より差引くと三億餘萬圓の臨時費が残る。

それが大體に繼續的臨時費を形くるものである。

非常臨時費と繼續的臨時費とが、昭和八年度以降豫算概計表に如何に表はれるか、次に研究を要する問題である。先づ繼續的臨時費を檢討する。繼續的臨時費は、大體準經常費と繼續的補助獎勵費と繼續費と皆増皆減費とに分つことが出来る。臨時費には此外一時的經費で其後に繰返されないものもある。此一時的經費と皆増皆減は概計表に於て後年の經費として現はれない。そこで私は茲に準經常費、繼續的補助獎勵費、繼續費の三を考察するに止めて置く。

	昭和八年度	昭和六年度
艦艇製造費	六、三七一、五〇八	四、三三一、七六九
北海道拓殖費	三、三八一、四一八	三、〇四一、八九三
特別會計經費補充費	一、九四三、七三三	二、三三三、九二四
四分利付支那債券元利補償	三、八四三、六二六	二、六三三、五〇五
支那駐屯部隊費	一、三九一、九三三	一、七〇〇、四三三
傳染病豫防費	一、四〇六、八〇九	一、四三三、四九四
家畜傳染病及蟲害豫防費	七二二、〇五〇	四八八、八七八
公有林野官行造林費	一、八四四、七三六	一、七四五、四〇〇
民有林其他造林促進費	九四七、七三六	九〇三、一九七
各省營繕費	三、一三三、六八五	二、〇三六、四一八
水道費補助費	一、七〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇
計	三三、九三〇、〇〇〇	二二、七七七、一四〇

昭和八年度豫算より觀たる財政計畫

一、準經常費といふは、名は臨時費であるも、實質は經常費であり、少くとも概計表に於ては十箇年を通じ、最初の年度位の經費を計上して置かねばならぬものである。それは經費の性質からして、又政策の上からして其經費支出の額が餘り變更せられないものと考へて然るべきものである。今此の如き經費を豫算の中より拾つて見る。

上表の經費中、艦艇製造費は繼續費を

形くつてゐるけれども、濱口藏相以來、此經費に限り概計表に於て繼續費の年度割のない年にも相當の財源を留保して來つたのである。北海道拓殖費は所謂拓殖計畫上、十年を通じての經費と計算せられねばならぬ。水道費補助の如きは、一定額を定め、其範圍にて補助をなすことを例としてゐる。各省營繕費は小營繕で事實上十箇年を貫いて存するものである。其初めの年の特例に屬するものを除いて、其後の年の經費を割り出すべきこと論を俟たぬ。

右の表に依つて觀ても、此種の經費は一億三千五百萬圓の巨額に達するが、艦艇製造費の外、大體に於て六年度の經費と相違してゐないことを知る。偶々經常費に準ぜねばならぬ所以が明になる。是等の經費を公債に依つて支辨すべからざるは論ずる迄も無い。

二、繼續的補助獎勵費は前の經費に準ずるものであるが、前の經費よりは、其額が變動性に富み、概計表に於ては後年に至る程大體に減じて行くものである。然し、これも十箇年を通じて存するを普通とする。此種の經費は農林省商工省遞信省等の如く産業の獎勵振興に主力を置く省の所管に於て最も多い。隨つて臨時費とはいへ、其省として産業の振興産業の保護獎勵を廢するといふ政策を斷行せざる限り永續するものと見ねばならぬ。經常費の性質を帶ぶる所以である。之に準ずるものに土木費の補助がある。今此種の經費の百萬圓以上のものを拾つて見る。

	昭和八年度	昭和六年度
一、勸業獎勵費		
開墾及土地改良費	一三、三七、五五	一〇、九六、九三
農事改良獎勵費	二、六五、一六六	一、一四、七四六
漁港修築獎勵費	一、〇九、五二八	七六二、四九八
貿易振興費	一、五三、二七五	一、六五、九四三
農村振興費	四、〇五、七六三	三、八〇、七五九
商工業獎勵費	五、二六、四五六	三、五二、四五四
二、土木費補助		
港灣修築費補助	三、四三、五七六	三、四三、五四三
土木費借入金利息補助	三、四〇、五二八	一、四〇、五二五
三、運輸補助		
航路補助	一〇、四〇、二九九	一〇、九五、〇三三
航空輸送補助	二、〇一〇、〇〇〇	三、三三〇、〇〇〇
合計	四六、〇九、一〇〇	三九、九六、四八〇

定まつてゐるが、其期間を經過すれば、次の繼續費が定められるに相違ない。そこで實際には經常費の如く、年々繰返さるゝ經費となるが、概計表に於ては、其繼續期間に於ける經費を計上するに止めるのである。我國豫算に於て繼續費となれるものは頗る多いが、達観していへば、土木事業費、海陸軍の國防費、震災復舊費、電信電話擴張費等に於て存すと見てよい。而して此中で

昭和八年度豫算より觀たる財政計畫

第三十六卷 八一九 第五號 七九

上表の中、航路補助は昭和十年度迄であり航空輸送補助は昭和十四年迄である。固より其時になると、更に補助せられることにならうが、概計表には其以後に此等の經費を計上せざるは當然である。此種の經費は昭和八年度に於て四千六百萬圓に達するが、之を昭和六年度のそれに比し、左程の相違を見ない。只土木費補助と開墾及土地改良費農事改良費等に相當の増加を見てゐる。是れは時局匡救に關係を有するが爲めに外ならぬ。

三、繼續費は或る年限の間は年度割が

艦艇建造費と北海道拓殖費とは、既に論じたから、之を除き、其他の繼續費に付き昭和六年度、同八年度、同十一年度、同十七年度分を比較して見る。(百萬圓以上のものを取る)

	昭和六年度	昭和八年度	昭和十一年度	昭和十七年度
治水事業費	一五、〇四、七五六	二五、五七、九七九	一三、〇一五、九九九	八、〇四三、七七
港灣改良費	八、一五、七四八	二一、七六八、三三七	五、四三八、九二八	
大藏省營繕費	七、三九、二九九	九、九八五、四四四	三、五六四、六〇五	一、九〇五、四三三
國防充備費	五、八八、八八七	一〇一、一九五、七〇三	五四、八九八、四三一	一九、八六八
土地建物整理費	一、〇六、一五一	一、五九、五五八	二六六、八〇九	
陸軍震災復舊費	二、八六九、一七四	八、九〇九、五六七	一、八七九、七三六	二、六八三、一四七
水陸整備費	三、五二、六一〇	一七、〇四、三六一	一、九四三、五五四	
海軍航空隊設備費	一、三三八、九八三	九、七四二、六〇五	二二、〇四五、九二二	
艦船整備費	四、三七九、六〇四	三六、一一〇、八四一	一〇、六三四、七三三	
海軍兵器充實費		九、一〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	
海軍々需品其他復舊費	五七、三三三	一、三七、七二〇	一、一五、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
文部震災復舊費	一、九六六、八四六	三、〇〇一、三三〇	一、九〇六、六四〇	二、三三三、三六七
電話交換擴張費	二〇、九二四、〇〇〇	三、七七一、一〇〇		
合計	三、九八八、八四〇	三、八三三、六六三	一〇、七一一、三六二	一、九〇五、四三三

右の中、土木事業費並に陸海軍關係の經費共に時局匡救費と兵備改善費とに關聯してゐる。昭和八年度の經費が急増して約二億圓の飛躍を見て居るのも之が爲めである。併し非常時局が止むと

しても、少くとも昭和六年度分位のものに残り、此位の繼續費は常に存するものと見るべきである。尙茲に一言すべきは、昭和十七年に至つても繼續費の年度割が千五六百萬圓も存してゐる。

八、繼續的臨時費より觀たる赤字

以上繼續的臨時費の研究に依り、臨時費の中には、經常費と同じ様に年々繰返さるべき額が多いことを知るのである。準經常費と繼續的補助獎勵費とを合せて見ても既に一億八千二百萬圓に上る。之に繼續費の最少額即ち昭和十七年度分を加ふると、二億圓に達するのである。

更に昭和六年度以降の概計表に依つて之を見るも、臨時費は十箇年を通じ二億圓より二億五千萬圓内外を往來してゐる。緊縮時代に於ても、臨時費は此の如き巨額に上つてゐる。偶々以て臨時費額の此等程度は經常費と同じく豫算より除き去ることの出来ないものと觀ねばならぬ。

此の如く名は臨時費であつても、其實は經常費と同じ様のものであるとすれば、之を支辨するには經常收入を以てせねばならぬ。是等の經費を臨時費で經理してゐるのは、豫算の技術上の問題に過ぎぬ。財政計畫を立てる上に於ては、臨時費を以て律して公債支辨とすべきで無い。是が故に概計表に於ては少くとも二億圓程度の臨時費は經常收入を以て支辨する様に收支關係を調節せねばならぬ。換言すれば經常收入と經常費とを比較し、經常收入が經常費よりも最少限度に於て二億圓を超過する様に組み立てねばならぬ。

之を過去の例に徴するも、次の如く經常收入は常に經常費を超過してゐたのである。

大正十五年度以降經常歳入歳出比較表
昭和元

年 度	豫 算			決 算		
	歳 入	歳 出	差引歳入過△不足	歳 入	歳 出	差引歳入過△不足
大正一五	一、三七三、三七三、九五五	一、〇九、八二二、三七四	二六三、五六〇、五八一	一、四五三、四〇九、八三三	一、〇八一、九五三、四七二	三七〇、四一六、三六一
昭和元	一、四五六、一五一、四九八	一、一八四、五五五、八八七	二七三、六〇五、六一一	一、四八四、七七九、八九五	一、一七一、七七七、二八三	三三三、〇〇二、六一三
(實行)三	一、四八四、五九〇、六七八	一、三〇、五四一、七二三	二七四、〇四八、九六五	一、五〇五、〇三三、九九七	一、一八四、三四一、五九三	三三〇、七七一、四〇五
四	一、五〇六、六五二、六八九	一、三三三、三四四、九〇二	二七四、三〇八、七五八	一、四八二、一四三、三〇四	一、三三三、七六六、八六〇	二六八、四一六、四四四
(實行)五	一、五二七、八四五、〇九七	一、三七、六七二、二五三	二九〇、七三、八四五	一、四三三、〇五九、五四九	一、〇〇一、一五二、六八五	二九〇、九〇六、八六四
六	一、三九六、九七〇、〇四四	一、一八三、七九九、六九九	二二三、七〇、八七五	一、三二四、九二一、八五九	一、一一一、八三四、一九三	二〇三、〇八七、六六六
(實行)七	一、二八一、九七五、三五三	一、〇〇八、六五三、五四二	七三、三二二、八二二			
八	一、二八九、〇三六、五四三	一、三三七、九三六、二七九	△ 六八、九〇九、七三六			

翻て昭和八年度以後の財政状態を見るに、此經常費の實質を有すべき臨時費を支辨する財源が
 無い。經常收入は經常費を支辨するに足らざる状態であることは經常歳出入對照の討究に依つて
 明となつたからである。そこで此等の經費は、經常歳入不足分と同じく公債に依つて支辨せねば
 ならぬことになる。是に於て我財政に三億圓内外の經常的歳入缺陷の存することを知らることが出
 来る。此結論は經常費の研究に依つて下された結論であるが、又同時に繼續的臨時費の研究に依

つても下さるべき結論である。

九、非常臨時費と概計表

次に轉じて非常臨時費を檢討する。非常臨時費が昭和八年度を以て終るとせば、概計表は約三億圓の恒久的赤字を以て十年間を貫くものとなつて濟むのであるが、非常臨時費が後年に續けばそれだけ、臨時費を膨大ならしめ、歳入不足を大ならしむるのである。

一、**滿洲事件費**としては昭和六年九月十八日の事件突發以來、七年度終り迄に二八八、八四九、七六八圓の金額を費消し、更に八年度に於て一八六、三三〇、五七二圓を費す豫定である。其總額は五六三、三〇七、二九七圓に上る。特別會計を加ふれば正に五七三、〇五六、四五五圓となる。實に驚くべき數字である。然し我國が滿洲國を承認し、日滿議定書に依り、同國の治安維持に任じてゐる以上、已むを得ざる經費といはねばならぬ。滿洲には兵匪横行し、治安の維持の爲に常に兵力を用ふる必要がある。今後に於ても相當の經費を要すると見ねばならぬ。陸軍當局者は兵匪の鎮定するに従ひ滿洲事件費が次第に減じ行き、昭和十年か十一年かに至れば平年化し、七八千萬圓の經費にて足りることゝなるであらうと聲明してゐる。平年化するといふは殆ど兵刃を交えざる意味であることと言を俟たぬ。七八千萬圓は我派遣師團が滿洲國に駐屯する爲めに要する經常費と見ねばならぬ。陸軍當局者の聲明をその儘採り容れて財政計畫を立てるとすれば、昭和九年度十年度と次第に少くなつて行かうが、それでも昭和九年度に於ては一億數千萬圓昭和十年に

於ても一億圓を下らざる費用を要すべく、昭和十年後に平年化するとしても七八千萬圓を經常費として、概計表に見込んで置かねばならぬ。

二、兵備改善費に至つては、更に問題が紛糾する、兵備改善費は陸軍と海軍とに亘つてゐる問題であるが、陸軍に關する限り、兵備改善費は滿洲事件費と關聯して之を考察せねばならぬ。陸軍のいふ所の兵備改善費は、左の表を以て示すことが出来る。

	經常費	臨時費	滿洲事件費	計
在滿兵力維持	△ 九、六九七、五八二 ^四	二、四四三、二六六 ^四	一四、三九二、〇〇九 ^四	二八、三三二、八五七 ^四
補備教育	九、〇三四、八五五	一〇〇,〇〇〇	一五六、四三八	九、二九一、二九三
諸制度改善	五、四九七、九八七	六、七三三、四五四	四四一、九一九	一二、六六二、三六〇
軍需諸品整備(既定繼續費繰上)		八七、二八〇、七〇一		八七、二八〇、七〇一
計	四、八五二、二六一	九六、五四六、四二二	一四、九八〇、三六六	二四七、三七三、〇四八

陸軍は兵備を大戰前型より急速に現代型に改めんと企て、之が爲めに作戰資材其他の軍需品を整備し、新兵器の運用に必要な補備教育を施し、諸制度を改善せんとするのであり、其補備教育や諸制度の改善は滿洲の駐屯軍にも之を適用することゝしてゐるのである。在滿兵力維持の爲に經常費の減少する理由は外でも無い、滿洲に派遣せられたる師團が其兵力を殆んど彼地に移すに及んで、内地に於て經費を要せなくなる爲めであり、更に補備教育も滿洲に於て行ふことゝな

つてゐる。諸制度の改善とは、下級幹部の充足、將校生徒の増加、幹部候補生制度の改善、戰車隊改編及新設、瓦斯防護教育機關新設、特科下士官養成機關新設、少年航空兵及幼年通信兵養成機關設置、一年半在營兵秋季演習召集、各部隊防護教育施設等をなさんとするのであつて、特に多數の下士將校を養成するに重きを置いてゐる。軍需諸品整備費は國防充備費を土臺とし、軍備改編費、戰用品復舊費等を之に組替へ震災復舊費の中に存するものをも併せ、八千七百餘萬圓を増加し、八年度の既定額を合せ、九千七百餘萬圓とし、要塞整備費等を加へ、國防充備費一億百萬圓として豫算に計上したのであつて、議會に於て最も論議せられたものである。願れば、大正十年度の初、八八艦隊完成の爲の増税に際し田中陸相は海陸軍權衡論を以て陸軍への分配を主張し、終に八八艦隊の完成の後即ち大正十七年度より陸軍へ多額の國防充備費を分配することに成効した。其後政情の變化に従ひ、屢々計畫が變更せられ陸軍の此經費に關する要求は常に繰り返へされた。昭和七年度末現在額は總額八億二千二百三十萬圓の中使用済のもの四億千八百六十萬圓、殘額四億三百七十萬圓であつた。陸軍は軍備を現代型に化するといふ名の下に急に巨額の繰上をなし、一億百萬圓を昭和八年度に使ふことにした。さうすると残りは一億圓となるのである。陸軍當局は、議會に於て此残りの三億圓を大部分昭和九年度に使ふ意圖あることを言明した。處で殘額三億圓の國防充備費の中には、要塞整理費六千二百萬圓もあり、到底一箇年に用ひ盡される譯のもので無いので、質問應答の結果陸軍當局は、要塞整理費を除き、二億四千餘萬圓を昭和八年

度に使はんとすと言明を改めた。處が、繼續費豫算には残りの三億圓を昭和二十一年度迄の繼續費とし、それ迄の年度割を定め、九年度割としては二千六百萬圓を計上してゐる。それと甚しく矛盾するのみならず、滿洲事件費、兵備改善費の如きは數年の後に著しく減少するといふ首相藏相の施政方針演説の趣旨ともシツクリ合はぬので、議會では論議の種となつた。要するに閣議としては繼續費豫算の通りに決定してゐるのであるが、陸軍當局は二億四千萬圓を昭和九年度に使はんとする熱意を持つてゐることだけは明となつた。若し陸軍當局の意見が變らず次の豫算會議で折衝せられるときは、或は其意の通りにならぬにしても、國防充備費は昭和九年度にも又一億圓、昭和十年にも又一億圓といふが如く定められぬとも限らぬ。さうすると昭和九年度以降の概計表に於ては昭和九年度十年度に臨時費が非常に巨額となつて來ることになるのである。

海軍の兵備改善費は前既に説いた航空關係諸費の外、補助艦艇製造費の追加、艦船改装等に要する經費、兵器更新等に要する經費其他で、約八千萬圓に上つてゐる。其中で最も議論に花を咲かしたものは、艦艇製造費であつた。艦艇製造費は千五百萬圓を算し、潜水母艦一隻、小驅潜艇二隻を製造せんとするもので、一年限の經費である。處が議會に於て此艦艇製造費は第二次補充計畫の頭を出せるものなりやといふ質問が出て、海軍當局者が然りと答ふるに及び、頭があれば胴があり、尻尾がなければならぬ、第二次補充計畫の輪廓如何といふ問が續發したのである。若し第二次補充計畫が出て來れば、海軍の臨時費は又大に膨脹するを免れぬ。蓋し海軍では既に第二

次補充計畫を持ち合してゐる。只それが閣議で決定してゐないから、海相が、仄めかすに止めてゐる。首相藏相は、之に反して非常臨時費は一時的の性質を有するものであるから、數年の後に著しく減するに相違ないと繰り返へしてゐる。兎に角第二次補充計畫は將來に解決せらるべき問題であつて、概計表を歷することになるであらう。

三、時局匡救費は初めより三年を限りて、六億圓の規模で、廣く土木事業を起し、農民其他中小商工業者に購買力を増進せしむる趣旨で計畫せられたものである。昭和七年度に一億七千萬圓を使ひ、昭和八年度に二億二千三百萬圓を使はんとして居る。それで四億圓となるから、殘る二億圓を昭和九年度に使ふことになる譯である。然し六億圓といふは大凡の見當に過ぎぬ。若し農村の景氣が恢復すれば、殘額を悉く使はないでもよい。唯今迄計畫した土木事業の關係もあるから、昭和九年度にも相當巨額の時局匡救費が認められることにならう。概計表を作るとせば昭和八年度豫算に依つて既に定まれるものゝ外は之を載すこと出來ぬ。八年度豫算に依つて定まつた九年度分時局匡救費は四千五百七十萬圓位のものに過ぎないのである。而して昭和十年度になれば如何になるかといふに、所謂時局匡救費なる名は消えるに相違ないが、其實の土木事業は相當繼續するものもあると考へねばならぬ。そこで少しく時局匡救費の内容を検討する必要がある。

時局匡救費は、内務省の農村振興土木事業と農林省の農業土木事業とを主なるものとする。内務省の農村振興土木事業は、道路關係、治水關係、港灣關係の三種の事業に外ならぬ。尙内務省

の時局匡救費としては醫療救護に要する經費、公益質屋獎勵費、失業應急施設費、地方改善應急施設費、北海道拓殖費の特定經費迄も之に包括せしめてゐる。農林省の農林土木事業は、開墾事業、用排水改良事業、暗渠排水及小設備事業、公有林野官行造林事業、荒廢林地國營復舊事業、國有林道開設事業、國有林野砂防設備事業、國有海岸林砂防設備事業、國有造林地撫育事業、荒廢林地復舊事業。林道開設事業、小漁港設備事業、船溜船揚場及築礎設備事業、牧野改良事業、桑園整理及改植事業等を行ふものであり、尙農林省の時局匡救として、農村經濟更生施設をも爲すこととしてゐる。其他の省に於ても營繕其他多數労働者を使ふ事業を有つて居れば、それを時局匡救費の名の下に行ふことにしてゐる。大藏省の造幣局工場新營費、横濱税關陸上設備費、門司税關陸上設備費、煙草販賣所新營費、煙草再乾燥場新營費、稅務署廳舎新營費、憲兵司令部新營費、區裁判所廳舎新營費の如き、司法省の京都刑務所居房等新營費の如き、文部省の東京帝國大學航空研究所研究用飛行機製作費、京都東北九州各帝國大學建物改築費、東京高等師範學校附屬小學校建物改築費、東京帝國大學其他震災復舊諸費既定年度割額の繰上の如き、逓信省の船員授職事業、彌富桑名間電信電話線路移築費、電信擴張及改良費の追加の如き其例である。甚しきは政府の保護獎勵の事業等を時局匡救にかこつけるものもある。商工省の産金獎勵費、拓務省の移民保護獎勵費、海外拓殖事業指導獎勵費、滿洲移植民費の如きそれである。

時局匡救費が右の如き費用であるとすれば、昭和十年度に至つても、全く之を打切ることが

出来ない。内務省の道路、河川、港灣の事業の如き、或るものは之を繼續するの要あるべく、農林省の農村土木事業の如き農林省の使命として之を中絶することの出来ぬもの少くない。それは前に繼續費を論じた所に依つても論證せられるのである。蓋し時局匡救策の講ぜられざる前に於ても土木事業が相當に存してゐたからである。

四、此く論じ來り非常臨時費が概計表の上に如何に現はるかを見るに、昭和九年度に於て時局匡救費滿洲事件費が本年より多少減ずるとしても、兵備改善費が陸軍當局の主張するが如くに定まるとせば、本年度に比し赤字は増すとも減ずることは無い。昭和十年に至つては、或は時局匡救費が打切られるの名の下に町村事業への補助は之を廢することになるかも知れぬが、それにしても、府縣をして行はしめてゐる中小河川及中小港灣の改修事業に對して全く無關心たる事能はざるべく、況んや國家の自ら營む道路河川港灣に至つては相當の限度に於て之を繼續することになるであらう。是が故に昭和十年度に於ても九年度に比し歳出に於て多少の減額を見るところも、急に其臨時費を激減することが出来ぬ。隨て赤字は七八億圓にも達するであらう。

處で今日に於て昭和八年度の豫算を土臺として概計表を作るとせば、滿洲事件費は全部落として兵備改善費は三千二百萬圓を、時局匡救費は四千五百七十餘萬圓を除く外、殘額全部を落として昭和九年度の歳出を計算せねばならぬ。そこで少くとも五億五千五百萬圓が、昭和八年度臨時費より差引かれることになる。これだけでも、昭和九年度の歳出總額は十七億五千萬圓となるべく

そこに四億圓の赤字が出て来る。その後年々繼續費が減するに従ひ、赤字額が三億圓臺に落ち終に三億圓内外となるのである。

以上は唯形式的に概計表を作る上から見ての結論である。昭和九年度十年度の財政が如何なるかを豫想するとせば、前述の如く滿洲事件費兵備改善費を打切るものと見るべきでない。

十、結 論

以上の研究に依り、昭和八年度以降の財政計畫に於ては三億圓内外の歳入缺陷が經常的に現はれて來ることが明となり、昭和九年度十年度に於ては時局匡救費、滿洲事件費及兵備改善費に關する經費が加はりて歳入缺陷を増すのであるから赤字額は依然として八九億圓に上ることが明となつた。財政の建て直しを策せんとせば、先づ此經常的赤字に着眼して之を退治することを考慮せねばならぬ。此經常的赤字こそ我財政の癌である。増税若くは財政整理の目標は此處に存せねばならぬ。此癌を治むるにあらざれば、財政は建て直らぬ。即ち此經常的赤字が存する限り之を補填するが爲めに、年々三億の赤字公債を發行せねばならぬ。而して其利子迄も赤字公債に依つて支辨せねばならぬ。若し夫れ非常費支辨の爲めに、更に五六億圓の公債を發行するとせば、經常的赤字公債と合せ其利子だけでも四五千萬圓に上り、それだけ經常費を増し、此癌をして愈々治すべからざるものとするのである。故に赤字公債を已むべからざるものとするれば、其利拂計畫を立て、少くとも其利拂は之を恒久財源に求むることにせねばならぬ。これが財政建直しの最小限度の目標であらねばならぬ。